

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

下高野杉戸線	路線名
北葛飾郡杉戸町大字下高野字後宿四四九番五地先から同郡同町大字下高野字後宿四五七番一地先まで	供用開始の区間
令和五年二月三日	供用開始の期日
令和三年十月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 一三二・八一メートル	備考